

令和4年横審第18号

裁 決

漁船A手漕ぎボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

指定海難関係人 b

職 名 B乗組員

本件について、当海難審判所は、理事官熊谷貴樹出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和4年4月10日05時56分

静岡県静浦漁港北西方沖合

2 船舶の要目

船種	船名	漁船A	手漕ぎボートB
----	----	-----	---------

総トン数	3.87トン
------	--------

全長	13.00メートル	3.55メートル
----	-----------	----------

登録長 9.80メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出力 209キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和53年8月に進水し、船体中央やや船尾寄りに操舵室を設け、同室前部中央に舵輪、その前方に左舷側から魚群探知機、GPSプロッター及び機関回転計、右舷側に機関遠隔操縦装置をそれぞれ備え、汽笛として電子ホーンを装備した、しらす1そう船びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和4年4月10日05時35分静浦漁港を発し、同港西方沖合約300メートルの漁場に向かった。

a受審人は、内浦湾を西行して前示漁場に至り、操業開始の合図を受け、魚群探知機を作動させ、GPSプロッターを休止したまま、05時53分半僅か過ぎ静浦港馬込1号防波堤灯台（以下「静浦灯台」という。）から279.5度（真方位、以下同じ。）420メートルの地点を発進して直ちに針路を000度に定め、機関を回転数毎分1,700にかけ、7.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、魚群探索を行いながら手動操舵によって進行した。

a受審人は、甲板員2人を船尾甲板で投網準備に当たらせ、自らは舵輪後方で立った姿勢で操船に当たり、05時55分半少し前静浦灯台から319度640メートルの地点に達したとき、30メートル等深線に沿って航行することとし、魚群探知機の画面を見ながら、左舵5度をとって緩やかな左転を開始した。

左転を開始したとき、a受審人は、左舷船首25度150メートルのところBを視認することができ、その後、同船が船首を南西方に

向けたまま、ほとんど移動しない様子から漂泊中であることが分かり、同じ針路のままで続航するとBの船尾方を約70メートル隔てて無難に航過する態勢であったが、定針時に船首方を一見して船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかったため、このことに気付かず、漂泊中の同船に向けて近距離のところまで左転し、衝突の危険を生じさせて進行した。

こうして、a受審人は、Bを避けることなく続航中、05時56分静浦灯台から322度790メートルの地点において、Aは、船首が311度を向いたとき、原速力のまま、その船首部がBの左舷中央部に後方から86度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の北北東風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船体の船首部、中央部及び船尾部に各スオートを、中央部スオートのやや後方の両舷ガネルにクラッチ及び長さ1.5メートルのオール各一对をそれぞれ備えたFRP製手漕ぎボートで、b指定海難関係人が静岡県牛臥海岸沿いの貸しボート事業者から借り受け、同人が1人で乗り組み、救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首尾0.3メートルの等喫水をもって、有効な音響による信号を行うことができる手段として救命胴衣の笛を備え、同日05時00分同海岸を発し、静浦漁港北西方沖合の釣り場に向かった。

b指定海難関係人は、船首部に立てた長さ約1.5メートルの竿の先端に縦約20センチメートル横約30センチメートルの白色の旗を掲げ、オールを漕いで内浦湾を南下し、05時46分前示衝突地点付近に至り、船首を南西方に向けて漂泊を始め、中央部スオートに腰掛けた姿勢で、左舷方を向き、釣り竿1本を出してルアー釣りを開始し

た。

b 指定海難関係人は、05時53分半僅か過ぎ前示衝突地点で、船首が225度を向いていたとき、左舷船首62度500メートルのところに、Aを初めて視認し、同船の船首方位から北上していることを知り、同船が自船に向かって接近することはないと判断したものの、これまで、自船の近くを通過する漁船の航走波の影響を受けたことがあったので、釣りを続けながらAに対する動静監視を始めた。

b 指定海難関係人は、05時55分半少し前前示衝突地点で、Aが左舷船首70度150メートルのところとなったとき、それまで自船の船尾方を約70メートル隔てて無難に航過する態勢であった同船が、自船に向けて近距離のところで左転し、衝突の危険を生じさせて接近するのを認めたものの、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらずに漂泊を続けた。

こうして、b 指定海難関係人は、05時56分僅か前至近に迫ったAに危険を感じたものの、どうすることもできず、Bは、船首が225度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に修理を要しない擦過傷を、Bは、右舷船首部外板に亀裂を伴う擦過傷等をそれぞれ生じ、b 指定海難関係人が肋骨骨折等を負った。

(航法の適用)

本件は、静浦漁港北西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用されるが、同法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶の間に衝突のおそれが生じた場合の航法規定がないことから、海上衝突予防法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが

相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、静浦漁港北西方沖合において、航行中のAが転針する際、見張り不十分で、漂泊中のBに向け近距離のところ左転し、衝突の危険を生じさせたことによって発生したが、同船が、自船の近距離のところ左転し、衝突の危険を生じさせて接近するAを認めた際、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、静浦漁港北西方沖合において、魚群探索を行いながら航行中、左転する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、定針時に船首方を一見して船舶を見掛けなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、漂泊中のBに気付かず、同船に向けて近距離のところ左転し、衝突の危険を生じさせて進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせ、b 指定海難関係人を負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年10月13日

横浜地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁